

令和5年度

富士宮市

創工ネ・蓄工ネ機器

設置費等補助事業

(自治会用)

応募要領



® 富士宮市さくやちゃん

富士宮市では、再生可能エネルギーの導入及び非常時に強いまちづくりを推進するため、創エネ・蓄エネ機器を設置又は購入する場合に、予算の範囲内において、次の要領により設置費等の一部を補助します。

応募期間

**令和5年4月3日(月)から令和6年1月31日(水)まで**

※ただし、予算額に達し次第、受付終了。

**実績報告書の期限: 令和6年3月11日(月)必着**

予算額

**3,800万円(すべての補助対象機器に対する補助金額の合計額)**

※住宅用に設置する補助金額を含む。

対象者

**市内の自治会等(区、町内会その他の自治会組織)**

※同一種類の機器に対する補助金は、同一自治会等につき1回限りとします。

※自治会等とは、市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のことで、区民館(区民館に準ずるものを含む)としての用途を持つ建物等(所有・借入を問わず)への設置が条件。

補助金額

**補助金額 創エネ・蓄エネ機器 上限1,500,000円**

**小水力発電設備 上限1,000,000円**

(いずれも補助対象経費の2分の1以内)

補助対象機器

(1) 創エネ・蓄エネ機器

- ・創エネ機器と蓄エネ機器を設置し、自治会等(新築を含む)の電力として活用するもの。
- ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定が受けられるもの。
- ・補助対象機器は、未使用品で、自作品でないものに限りします。

なお、家庭用燃料電池(エネファーム)と定置用リチウムイオン蓄電池は、6年間以上継続して使用する内容のリース契約を締結したものを含みます。

- ・以下の対象機器のうち、**①又は②及び③又は④**を合わせて設置し、又は購入した場合に限りします。

《創エネ機器》	補助対象機器
①太陽光発電システム	屋根等に設置し、太陽光を利用して発電するシステムで、次の項目を満たすもの。 ・電気事業者と電力受給契約を締結し、低圧配電線と逆潮流のある方式で系統連系しているもの。ただし、余剰電力売電方式のものに限る。 ・太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナ(インバータ)の定格出力のいずれかが10キロワット未満であること。ただし、増設の場合は、既に設置してある太陽電池モジュールの公称最大出力との合計又はパワーコンディショナ(インバータ)の定格出力との合計のいずれかが10キロワット未満であること。
②家庭用燃料電池(エネファーム)	燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成され、主として家庭における電気と熱の供給を目的としたもの。

《蓄エネ機器》	補助対象機器
③定置用リチウムイオン蓄電池	リチウムイオン蓄電池(リチウムイオンの酸化、還元により電気的エネルギーを供給する蓄電池)に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたもの。
④ビークル・トゥ・ホームシステム ★クリーンエネルギー自動車と同時購入	【ビークル・トゥ・ホームシステム】 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅等の電力として使用するために必要な機能を有するシステムで、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象設備として指定しているもの。  【クリーンエネルギー自動車】 自家用として購入する電気自動車又はプラグインハイブリッド車で、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象車両として指定しているもの。ただし、新車の状態で所有し、ビークル・トゥ・ホームシステムと接続して使用するために同時に申請され、補助金申請者と車検証の使用者が同一の名義であるものに限る。

## (2)小水力発電設備

- ・水の落差と流量を利用して発電するシステムで自治会等が所有する街路灯等に活用するもの。
- ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定が受けられるもの。
- ・補助対象機器は、未使用品で、自作品でないものに限ります。

※発電設備設置には、河川課との協議が必要なため、事前に河川課と相談していただくようお願いします。

### 補助対象経費

補助対象経費は、本体機器等の機器費用(※)から国・県等の補助金額を差し引いた金額とし、設置に係る工事費、諸経費等は補助対象外とします。

※クリーンエネルギー自動車のみ税込、その他の機器は税抜で記入してください。

### 補助金額の計算方法

市の補助金額は、補助対象経費の2分の1以内、上限額を超えない額を支給します。

また、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

※国・県等の補助金制度があり、申請期限内のものは補助金申請を行ってください。

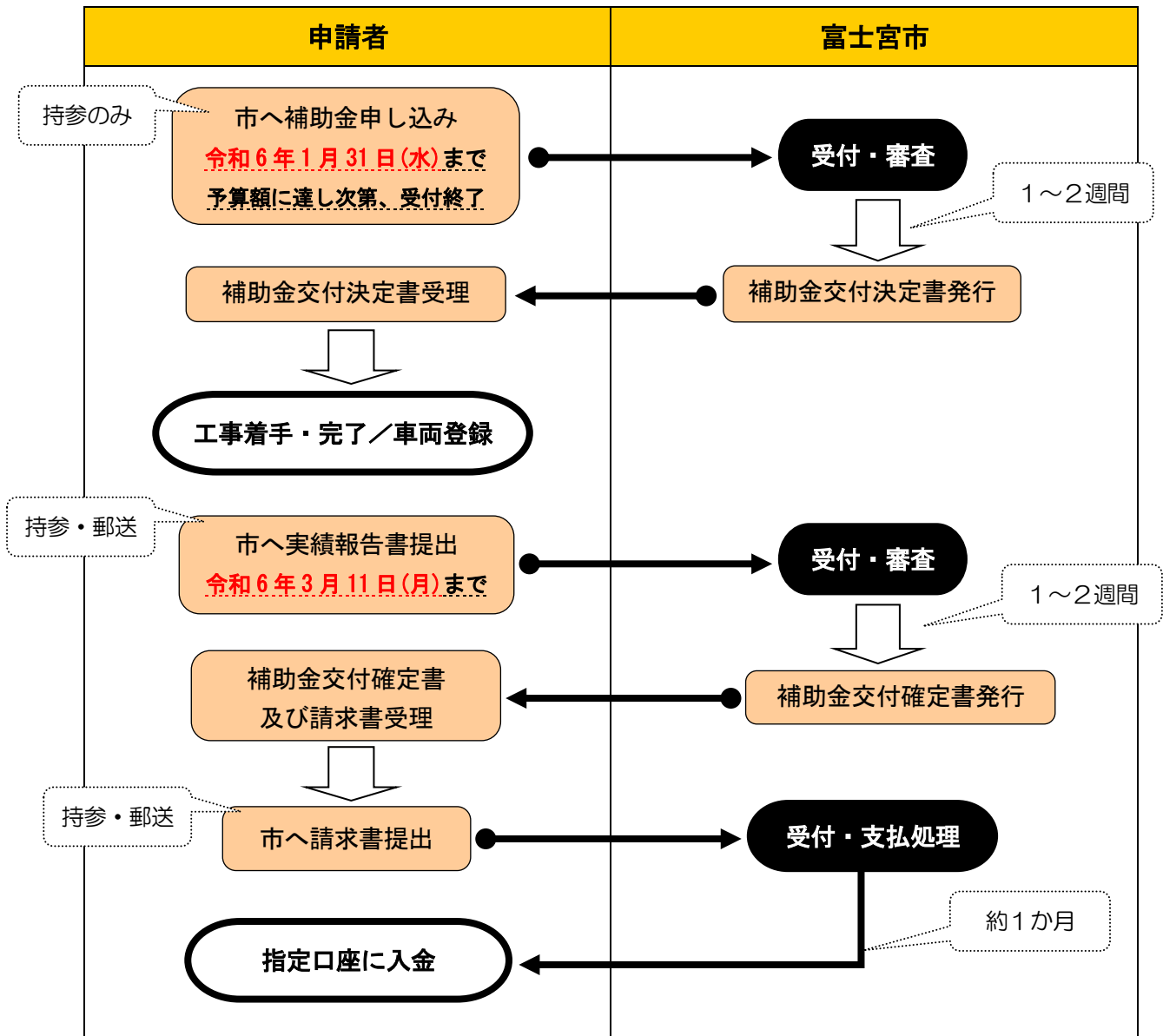
### 補助金申請の流れ

※設置を検討している場合、事前に相談をお願いします。

富士宮市に補助金交付申請書提出後、補助金交付決定書を発行するまで1～2週間かかります。工事着工日・車両登録日までの日数を考慮し、余裕を持ってお申し込みください。

富士宮市の補助金交付決定書が発行される前に機器設置工事に着手又は車両登録した場合は、補助金を受け取ることができません。必ず、富士宮市の補助金交付決定書を受け取ってから着手いただくようお願いします。

## 申請から支払いまでの流れ



### 申請書類の提出方法と添付書類

補助金を受けようとする自治会等は、下記書類をすべてそろえて、環境企画課窓口<sup>※</sup>に直接提出してください。郵送・ファックス等による提出や、申請書及び添付資料に不備・不足がある場合は受け付けできませんので御注意ください。なお、下記書類以外にも、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

#### 【交付申請時の添付書類等】

- (1) 富士宮市創エネ・蓄エネ機器設置費等補助金交付申請書(市指定の様式)
- (2) 創エネ・蓄エネ機器設置等計画書(市指定の様式)
- (3) 対象機器・購入車両の経費内訳が確認できる契約書又は見積書の写し  
※リース契約の場合は、6年以上のリース期間が明記されたリース契約書等の写しを添付してください。
- (4) 設置機器・購入車両の仕様が分かる資料(カタログ、パンフレットなどの写し)  
※型式、型番、キロワットなど、設置等計画書に記載した内容が確認できるものを添付してください。

(5) 機器設置工事着手前・車両購入前の現況のカラー写真(撮影日記載)

・交付申請書提出日前**2週間以内**に撮影されたもので、機器を設置等する建物全体及び機器設置場所(保管場所)の写真。

※実績報告時にも同じ角度から撮影し、同一の建物であることが分かる写真を提出してください。

※新築などで申請時に建物の写真が撮れない場合は、実績報告時の写真と見比べた時に同じ場所であることが確認できるよう、設置場所の周辺状況の分かる写真を添付してください。

・太陽光発電システムを設置する場合は、モジュールを設置予定のすべての箇所の写真及びパワーコンディショナの設置予定箇所の写真を添付してください。

(6) 自治会に関する資料等

・自治会の規約及び役員名簿

・自治会で機器の設置等が承認されたことを示す書類(議事録等)

・自治会の施設が借用の場合、借用契約書等の写し

・建物の建築年・耐震性を証する書類(登記事項証明書または耐震証明書等)

(7) 機器を設置等する場所周辺の地図

※縮尺1,500分の1程度のもの。印をつけるなど、設置場所を明示してください。

(8) 補助金申請書類チェックリスト(市指定の様式)

(9) 代理人選任届(市指定の様式)

※申請者本人又は申請者と同じ世帯の人以外が、事務手続きを代理で行う場合のみ必要。

**【太陽光発電システムを申請する場合の追加書類】**

・太陽電池モジュールの配置図

**【小水力発電設備を申請する場合の追加書類】**

・普通河川条例等の許可に関する書類

補助金交付決定

交付申請書を受付後、必要に応じて現地調査を行い、1~2週間程度で、申請書に記載されている住所地に「補助金交付決定書」を送付します。受領後、機器の設置・登録をしてください。

市への実績報告書の提出

**提出期限: 令和6年3月11日(月)必着**

機器の設置又は購入後、下記の書類をすべてそろえて、速やかにご提出ください。

※実績報告書は郵送でも提出できますが、不備・不足がある場合は返送します。郵送前に必ず確認をお願いします。

**【完了日とは・・】** ※完了日が異なる場合は、完了日の遅い日を記入。

・太陽光発電システム: (A) 系統連系日

(B) 対象機器の保証書に記載された日

※(A)(B)のいずれかの日付

・クリーンエネルギー自動車: 車両登録日

・その他の機器: 対象機器の保証書等に記載された日(リース契約の場合は、機器の利用が可能となった日)

## 【実績報告時の添付書類等】

※下記の書類に代わる書類での受付はできかねます。提出期日までに実績報告書類の提出が不可能な場合、補助金の申請の取り下げが必要です。

- (1) 富士宮市創エネ・蓄エネ機器設置費等補助金実績報告書(市指定の様式)
- (2) 機器設置工事・購入車両の領収書の写し ※印紙税法に基づく印紙が貼付されているもの。
- (3) 実績報告提出書類チェックリスト(市指定の様式)
- (4) 機器設置工事完了後・車両購入後のカラー写真
  - ① 全機種共通
    - ・**交付申請時に提出した写真と同じ角度**から撮影した機器設置工事完了後の**建物全体の**写真
  - ② 太陽光発電システムの場合
    - ・モジュールを設置した箇所すべての写真(モジュールの枚数が確認できるもの)
    - ・パワーコンディショナの本体及び銘板の写真(型式名や製造番号が明確に読み取れるもの)※ 銘板の写真については、パワーコンディショナの型式名と製造番号が確認できる資料(出荷成績書または保証書の写し等)で代用可能。
  - ③ 家庭用燃料電池(エネファーム)の場合
    - ・燃料電池ユニットの本体及び銘板、設置状況が分かる写真
    - ・貯湯ユニットの本体及び銘板、設置状況が分かる写真
  - ④ 定置用リチウムイオン蓄電池、ビークル・トゥ・ホームシステムの場合
    - ・本体及び銘板、設置状況が分かる写真
  - ⑤ クリーンエネルギー自動車の場合
    - ・自動車本体及びナンバープレートの写真
    - ・購入車両が写っている保管場所の写真
  - ⑥ 小水力発電設備の場合
    - ・本体及び設置状況が分かる写真
    - ・発電した電力の利用状況の確認ができる写真(街路灯等)
- (5) 機器ごとの追加資料
  - ① 太陽光発電システムの場合
    - ・電力受給契約(接続契約)に関する通知の写し(「接続契約のご案内(東京電力パワーグリッド)」または「発電設備の連系に関するお知らせ(中部電力パワーグリッド)」のいずれか)
    - ・系統連系日を確認できる書類等の写し(電気事業者からのメール画面コピー可)
    - もしくは、本体機器(モジュール及びパワーコンディショナ)の内容を含んだ保証書の写し
    - ・パワーコンディショナの型式名と製造番号が確認できる資料(銘板写真でも可)
  - ② 家庭用燃料電池・定置用リチウムイオン蓄電池・ビークル・トゥ・ホームシステムの場合
    - ・保証書の写し(リース契約の場合は、設置の完了が確認できる書類)※ 日付、型式、販売者名が記載されているもの。システムを構成する機器にそれぞれ保証書が添付されている場合は、すべての保証書の写しを提出してください。
  - ③ クリーンエネルギー自動車の場合
    - ・車検証(車検証記録事項)の写し(補助金の申請者と車検証の使用者が同一名義のもの)
  - ④ 小水力発電設備の場合
    - ・流水占用に係る許可書

## 補助金交付確定

実績報告書受付後、必要に応じて現地調査を行い、実績報告書に記載されている住所地に「補助金交付確定書」を送付します。交付確定書には請求書を同封して送付いたします。

## 請求書提出・補助金の振込

請求書に必要な事項を記入後、2週間以内に郵送又は環境企画課窓口を持参して提出してください。請求書を受理後、約1か月で指定口座に補助金を振り込みます。

## 計画内容に変更があった場合

計画内容に変更があった場合は、下記の書類を環境企画課に提出してください。

補助金額が増額になる場合は、機器設置工事着手前又は車両登録前に提出があった場合のみ補助金額を増額します。**機器設置工事着手後又は車両登録後に提出があった場合は、補助金額の増額は行いません。**

補助金額が減額になる場合は、提出の時点に関わらず、補助金額が減額します。

### 【補助金額が増額になる場合】 ※提出は機器設置工事着手前または車両登録前

- (1) 富士宮市創エネ・蓄エネ機器設置費等補助金変更交付申請書(市指定の様式)
- (2) 創エネ・蓄エネ機器設置等計画書(市指定の様式)
- (3) 対象機器・購入車両の経費内訳が明記されている**変更後の**契約書又は見積書の写し
- (4) **変更後の**設置機器・購入車両の仕様が分かる資料(カタログ、パンフレットなどの写し)
- (5) 機器設置工事着手前・車両購入前の現況のカラー写真(撮影日記入)

※変更交付申請提出の2週間以内に撮影されたもの。

※変更交付申請書提出時点で機器設置工事着手前または車両購入前であることが分かるもの。

### 【補助金額が減額になる場合】

- (1) 富士宮市創エネ・蓄エネ機器設置費等補助金変更交付申請書(市指定の様式)
- (2) 創エネ・蓄エネ機器設置等計画書(市指定の様式)
- (3) 対象機器・購入車両の経費内訳が明記されている**変更後の**契約書又は見積書の写し
- (4) **変更後の**設置機器・購入車両の仕様が分かる資料(カタログ、パンフレットなどの写し)

### 【補助金額に変更がない場合】

実績報告書の「設置等する機器の補助対象経費の内訳」に変更内容を記入してください。変更後の契約書または見積書、設置機器または購入車両の仕様が分かる資料(カタログ、パンフレットなどの写し)を添付してください。

## 補助金の申請を取り下げる場合

補助金を申請した機器の設置等を中止するなど、補助金の申請を取り下げる場合は、速やかに「富士宮市創エネ・蓄エネ機器設置費等補助金交付申請取り下げ書」(市指定の様式)を環境企画課に提出してください。

※現地調査により事前着手・事前購入があった場合、取り下げ書を提出していただきます。


## その他

- 事務手続き等代理人が行う場合は、「代理人選任届」を添付してください。なお、申請の内容について伺うことがありますので、説明できる方による提出をお願いします。
- 交付申請書及び実績報告書に記入する際には、インクが消えない筆記具を使用してください。
- 富士宮市への代理人選任届には、朱肉を使って押す印鑑を使用してください(スタンプ印等の浸透印は不可)。
- 代理人により補助金を申請する場合であっても、補助金の内容・申請方法等について申請者も把握していただくようお願いします。

## クリーンエネルギー自動車の実績報告時の注意点

- クレジットによる支払いの場合は、クレジットの契約書を添付してください。
- オプションの追加や下取価格の変更等により申請時に提出した見積書の金額と最終的な支払金額が異なる場合や見積書に割賦手数料が含まれていない場合は、実績報告時に最新の見積書(注文書)を添付してください。
- 申請時に提出した見積書の金額と領収書(クレジットの契約書)の合計が一致するようにしてください。頭金を現金による支払い、残額をクレジットによる支払い(分割払い)とするなど、複数の支払方法を組み合わせる場合は、すべての領収書の写しを提出してください。
- 銀行振込による支払いの場合は、金融機関の振込受領書等ではなく、自動車販売店が発行する領収書の写しを提出してください。

交付申請書・変更交付申請書・実績報告書・交付申請  
取り下げ書・チェックリスト・代理人選任届の様式は  
富士宮市のホームページからダウンロードできます。

**富士宮市 創エネ・蓄エネ** で検索 

トップページ ⇒市民の皆さんへ⇒ごみ・環境⇒  
地球温暖化対策⇒創エネ・蓄エネ機器設置費  
等補助金(自治会用)

### ■書類提出先及び問合せ先■

富士宮市役所 環境企画課 環境エネルギー室  
〒418-8601 富士宮市弓沢町 150 番地  
電話：0544-22-1131 (直通)  
FAX：0544-22-1207  
Mail：kan-ene@city.fujinomiya.lg.jp